

平成 30 年 7 月豪雨災害 現地レポート

所 属 都市計画部まちづくり指導課
氏 名 小 川 洋 平

1 期間 平成 30 年 8 月 24 日（金）から 9 月 1 日（土）の 9 日間（第 8 陣）

2 場所 広島県呉市中央 4 丁目 1-6 呉市役所 7 階 環境政策課・がれき撤去班
3 階 福祉保健課

3 活動内容

西日本豪雨における呉市被害状況は、人的被害が死亡者 24 名、行方不明者 1 名、負傷者 22 名（重症 5 名、中等症 11 名、軽症 6 名）。また、家屋の被害状況としては全壊 294 件、大規模損壊 124 件、半壊 716 件、一部損壊 1,130 件、床下浸水 702 件となっている。（罹災証明に係る現地調査完了件数より）

第 8 陣の環境政策課、家屋・がれき撤去班の業務内容は、民地に侵入した土砂混じりのがれきの撤去や罹災証明で半壊以上の認定を受けた家屋の解体についての相談受付であり、それに伴う台帳整理を行った。通常、民地のがれきや家屋の撤去は所有者自身で実施することが原則であるが、呉市の場合、業者への依頼等が困難な場合には、市で撤去を行う体制も採っていたため、併せて受付を行った。

受付件数は、第 8 陣終了時で約 500 件の受付を行っているものの、罹災証明のための現地調査の結果では、半壊以上の建物は 1,134 件存在している。このことから、未だ家屋内の貴重品の取り出しや撤去方針の決定が出来ていない所有者が多くいると思われる。

また、8 月 27 日より班を 2 つに分け、福祉保健課にて呉市災害見舞金、広島県災害見舞金、呉市災害見舞金の台帳入力作業を行ったほか、8 月 30 日より罹災害義援金の台帳入力作業を行った。



天応地区（8 月 30 日）： 大量のがれきや土砂が堆積しているため、撤去に苦慮している

各業務の概要は下記のとおり

(1) 環境政策課 家屋・がれき撤去班業務

業務	・電話相談受付 ・相談台帳整理
会場	呉市役所7階 環境政策課 家屋・がれき撤去班
対応	4～5名（呉市環境政策課1名、土木総務課1名、派遣1～3名） ※8月27日より、福祉保健課に2名派遣
状況	受付 約10件/日、電話受付票を基に相談台帳の整備 (9月1日現在、約500件受付)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が業者に依頼して撤去した場合の補助額の単価が決定しておらず、支払いができていない。また、業者依頼した場合、満額が支給されるのか不明なため、市撤去か業者依頼か決めかねているケースが見受けられる。 ・市で撤去を実施する場合、地区ごとに撤去を開始することになるが、個別に受付を行っているため、撤去のスケジュールが組めていない。 ・市による撤去開始日が未定のため、業者依頼に切り替える所有者が多い。

(2) 福祉保健課業務

業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金 ・広島県災害見舞金 ・呉市災害見舞金 ・災害義援金 <p style="text-align: center;">の申請書類の確認 及び 受付台帳への入力</p>
会場	呉市役所3階 福祉保健課
対応	2名（派遣2名）
状況	9月1日現在、支援金及び見舞金台帳 約1,050件 義援金台帳 約70件 入力
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な罹災証明書の番号が、発行ごとに変更されるため、同一の申請者であっても、罹災番号が異なり、最新の証明内容か申請ごとに確認が必要。 ・生活再建支援金において、家屋の解体や補修を行った場合に支払われる加算支援金の申請が時間差で行われるため、重複して申請している場合がある。 ・今後、災害弔慰金及び災害障害支援金の申請も考えられることから、統一的な罹災台帳の整備が求められる。